

入札説明資料一覧

- 1 仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- 2 入札説明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- 3 様式1～10-2・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- 4 契約書(案)・・・・・・・・・・・・・・ 1部

熊本労働局

令和6～10年度 熊本労働局の
業務用自動車賃貸借業務一式
仕様書

令和6年5月
熊本労働局

1 件名

令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式

2 業務概要

熊本労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所等を含む。以下同じ。）（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。

3 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和7年2月1日から令和11年3月31日までの50月とする。ただし、5（2）小型乗用車②、軽乗用車については、令和7年4月1日から令和11年3月31日の48月とする。

4 契約方法

一般競争入札（総合評価落札方式）。

（別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する）

5 調達内容

（1）自動車の仕様

別紙1に掲げる基準を満たす新車であること。

（2）賃貸借台数

3台

小型自動車① FF （5人乗り）スタッドレスタイヤ【無】 1台

小型自動車② FF （5人乗り）スタッドレスタイヤ【有】 1台

軽自動車 FF （4人乗り）スタッドレスタイヤ【有】 1台

（3）納車場所

別紙2のとおり。

（4）自動車保険の加入

（2）の3台については、ア～ウを満たす保険に加入すること。

ア 保険の種類

自動車保険（フリート契約：機構コード398916）

イ 補償内容

（ア）対人賠償保険（1名につき）無制限（免責なし）

（イ）対物賠償保険（1件につき）無制限（免責5万円）

（ウ）車両保険（一般型）リース車両を補償できる額（免責10万円）

ウ 特約その他

（ア）対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。

（イ）運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。

- (ウ) 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
 - (エ) 運転者の年齢制限なし、搭乗者保険はなしとする。
 - (オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。
 - (カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
 - (キ) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。
 - (ク) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。
- (5) 納入予定官署における自動車の状況
各納入予定官署における自動車の年間見込走行距離は別紙2のとおりである。

6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借契約の開始日から7日以内（2月1日契約の場合は2月7日、4月1日契約の場合は、4月7日）に、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

なお、契約開始から7日以内の納車が難しい場合は、納車までの期間、同程度の車両を代車として用意すること。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の実施については、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

- ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）
- イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）
- ウ オイルエレメント交換（年1回）
- エ エアフィルター交換（年1回）

オ バッテリー交換・補充（必要回数）

カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証(受託者所定の様式で可。)を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(4) 車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

(5) スタッドレスタイヤに係る対応

労働局職員からスタッドレスタイヤに係るタイヤの交換（シーズンごとのタイヤの履き替え）依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

(6) 点検修理時の代車に係る対応

上記(3)から(5)までの対応を完了するために48時間以上の時間を要することが見込まれる場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

(7) 事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

(ア) 事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと

(イ) 事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合には、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

(ア) 損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）

(イ) 関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、

- 委任状、車両保有の申立書等)
- (ウ) 過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (オ) 加害事故に係る相手との交渉経過
- オ その他
 - (ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
 - (イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。
 - ※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。
- (8) その他
 - 車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないように、労働局職員と十分に調整すること。

7 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書」（別紙4）を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

(3) 連絡会議

作業の進捗状況等を報告するため、必要に応じ労働局の担当職員との会議を開催すること。

また、当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。

8 その他

- (1) 自動車の維持に係る費用（別紙5）については、受託者の負担とすること。
- (2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。
- (3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。
- (4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従う

こと。

9 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物（作業報告書（別紙4））を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

熊本労働局 総務部 総務課 電話番号 096 (211) 1701

11 競争参加資格（応札要件）

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。

12 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託

してはならない。

(3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。

(4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

13 その他

細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

14 担当者連絡先

〒860-8514 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階

熊本労働局 総務部総務課 会計第 2 係 前田

電話番号 096(211)1701

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 入札者が納入しようとする自動車が、入札公告等において明らかにした環境性能その他の仕様に係る最低限の要求要件を満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。

※燃費地：燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値

- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、入札の対象となる自動車の燃費基準値（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）に規定する自動車の燃費基準値をいう）を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、最低限の要求要件を超える部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、燃費基準値と燃費目標値（燃費基準値の2倍）の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

(1) 小型自動車①

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - 23.4}{23.4}$$

(2) 小型自動車②

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - 23.7}{23.7}$$

(3) 軽自動車

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - 24.5}{24.5}$$

つまり、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

【仕様書 小型自動車①】 (100+加算点) × 1台

【仕様書 小型自動車②】 (100+加算点) × 1台

【仕様書 軽自動車】 (100+加算点) × 1台

③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

① 評価する全ての自動車がWLTCモードによる燃費表示を行っている場合（JC08モードによる燃費表示をともに行っている場合を含む。）は、WLTC燃費値（郊外モード）により評価するものとする。

② 上記①以外の場合は、JC08燃費地を優先するものとする（WLTC燃費値のみ表示している車両に限ってWLTC燃費値（郊外モード）により評価）。

令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務 仕様書

類型		小型自動車①	小型自動車②
原動機		ハイブリッド車	
駆動方式		FF	FF
台数		1台	1台
総排気量		1000cc～1500cc	
車両重量		1,001kg～1,300kg以内	1,000kg以内
全長		4,700mm以内	
全幅		1,700mm以内	
全高		1,600mm以内	
荷室		ハッチバック	
乗車定員		5名	
トランスミッション		電気式無段変速機（AT限定免許でも運転が可能であること）、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	
使用燃料		無鉛レギュラーガソリン	
車体の色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）に示された燃費基準値を満たすこと。すなわち2030年度燃費基準値70%達成レベル以上であること、かつ、令和2（2020）年度燃費基準値以上であること。	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	
		受託者において納品から3年間に1回は地図データを無償更新すること	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	
フロアマット	前席、後席分		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具		
冬期	スタッドレスタイヤ装着	無	有
安全装備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	

類型		軽自動車
原動機		ハイブリッド車
駆動方式		FF
台数		1台
総排気量		660cc以下
車両重量		1,000kg以内
全長		3,400mm以内
全幅		1,480mm以内
全高		1,600mm～2,000mm以内
荷室		ハッチバック
乗車定員		4名
トランスミッション		電気式無段変速機（AT限定免許でも運転が可能であること）、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)
使用燃料		無鉛レギュラーガソリン
車体の色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）に示された燃費基準値を満たすこと。すなわち2030年度燃費基準値70%達成レベル以上であること、かつ、令和2（2020）年度燃費基準値以上であること。
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	全車に装備
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む
	空調	オート又はマニュアルエアコン
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む 受託者において納品から3年間に1回は地図データを無償更新すること
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具
冬期	スタッドレスタイヤ装着	有
安全装備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

通番	官署名	納車住所	配備車両			年間見込走行 距離 (年・km)
			小型自動車①	小型自動車②	軽自動車	
1	熊本労働基準監督署	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	○			6,000km
2	菊池労働基準監督署	菊池市大琳寺236-4		○		6,000km
3	阿蘇公共職業安定所	阿蘇市一の宮町宮地2318-3			○	6,000km
			1	1	1	

令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務 作業計画書及び報告書

※予定はセルを黄色に色づけすること

都度列を追加

通番	労働局	仕様	社名	車名	車両 ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	安全点検日	法定点検日	継続検査	備考
1	熊本労働基準監督署	小型自動車①	〇〇〇	〇〇〇								〇年〇月〇日車両故障対応内容は別紙〇のとおり
2	菊池労働基準監督署	小型自動車②										
3	阿蘇公共職業安定所	軽自動車										

事故対応等を行った場合は備考欄にその旨記載するとともに事故報告書を別紙とすること。

労働局との連絡会議

	開催日	議題	備考
R6			
R7			
R8			
R9			
R10			

○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責5万円）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。 ② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。 ③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。 ④ 運転者の年齢制限なし、搭乗者保険はなしとすること。
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	12か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	6か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	必要本数
	点検修理時の代車	2日以上法定整備及び故障整備の際に対応

令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式に係る性能等証明書

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

「令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式」に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

1 仕様書の適合性

小型乗用車①		仕様	適否	備考
年 式		新車	適・否	
原動機		ハイブリッド車	適・否	
駆 動 方 式		F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無		無	適・否	
台 数		1台	適・否	
総 排 気 量		1,000cc～1,500cc	適・否	
車 両 重 量		1,001kg～1,300kg以内	適・否	
全 長		4,700mm以内	適・否	
全 幅		1,700mm以内	適・否	
全 高		1,600mm以内	適・否	
荷 室		ハッチバック	適・否	
乗 車 定 員		5名	適・否	
トランスミッション		電気式無段変速機（AT限定免許でも運転が可能であること）、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	適・否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適・否	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	適・否	
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）に示された燃費基準値を満たすこと。すなわち2030年度燃費基準値70%達成レベル以上であること、かつ、令和2（2020）年度燃費基準値以上であること。	適・否	
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否	
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む	適・否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	適・否	
		受託者において納品から3年間に1回は地図データを無償更新すること	適・否	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否	
キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否		
フロアマット	前席、後席分	適・否		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否		
安 全 装 備	安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適・否		

小型乗用車②		仕様	適否	備考
年 式		新車	適・否	
原動機		ハイブリッド車	適・否	
駆 動 方 式		F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	適・否	
台 数		1台	適・否	
総 排 気 量		1,000cc~1,500cc	適・否	
車 両 重 量		1,000kg以内	適・否	
全 長		4,700mm以内	適・否	
全 幅		1,700mm以内	適・否	
全 高		1,600mm以内	適・否	
荷 室		ハッチバック	適・否	
乗 車 定 員		5名	適・否	
トランスミッション		電気式無段変速機（AT限定免許でも運転が可能であること）、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	適・否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適・否	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	適・否	
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）に示された燃費基準値を満たすこと。すなわち2030年度燃費基準値70%達成レベル以上であること、かつ、令和2（2020）年度燃費基準値以上であること。	適・否	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否	
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む	適・否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	適・否	
		受託者において納品から3年間に1回は地図データを無償更新すること	適・否	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否	
キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否		
フロアマット	前席、後席分	適・否		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否		
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適・否	

軽自動車		仕様	適否	備考
年 式		新車	適・否	
原動機		ハイブリッド車	適・否	
駆 動 方 式		F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	適・否	
台 数		1台	適・否	
総 排 気 量		660cc以下	適・否	
車 両 重 量		1,000kg以内	適・否	
全 長		3,400mm以内	適・否	
全 幅		1,480mm以内	適・否	
全 高		1,600mm～2,000mm以内	適・否	
荷 室		ハッチバック	適・否	
乗 車 定 員		4名	適・否	
トランスミッション		電気式無段変速機（AT限定免許でも運転が可能であること）、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	適・否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適・否	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	適・否	
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）に示された燃費基準値を満たすこと。すなわち2030年度燃費基準値70%達成レベル以上であること、かつ、令和2（2020）年度燃費基準値以上であること。	適・否	
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否	
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む	適・否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	適・否	
		受託者において納品から3年間に1回は地図データを無償更新すること	適・否	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	ドライブレコーダー	ワンボディー型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否	
キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否		
フロアマット	前席、後席分	適・否		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否		
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適・否	

自動車保険		仕様	適否	備考
加入対象台数		3台	適・否	
補償内容	対人賠償保険	(1名につき)無制限(免責なし)	適・否	
	対物賠償保険	(1件につき)無制限(免責5万円)	適・否	
	車両保険(一般型)	リース車両を補償できる額(免責10万円)	適・否	
特約 その他	対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること		適・否	
	運搬・搬送費用(ロードアシストサービス)付きであること		適・否	
	弁護士費用特約(自動車事故限定)付きであること		適・否	
	運転者の年齢制限なし、搭乗者保険はなしとする		適・否	
	無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする		適・否	
	仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である		適・否	
	保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと		適・否	
加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること		適・否		

業務内容等		仕様	適否	備考
賃貸借期間	賃貸借期間は、令和6年2月1日から令和11年3月31日までの50月とする。ただし、小型自動車②、軽自動車は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの48月とする。		適・否	
納車場所	仕様書別紙2のとおり		適・否	
納車計画	事業所・整備工場等一覧表(仕様書別紙3)を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制(整備工場等)を構築すること。		適・否	
納車の対応	賃貸借契約の開始日から7日以内(2月1日契約の場合は2月7日、4月1日契約の場合は4月7日)に車両登録等の手続を行うとともに、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。契約開始日から7日以内の納車が難しい場合は、納車までの期間、同程度の車両を代車として用意すること。		適・否	
車両の運用等	仕様書6(3)～(8)のとおり運用等を行うこと		適・否	

業務実施体制等		仕様	適否	備考
実施体制	本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。		適・否	
管理体制	本業務の「作業計画書」(仕様書別紙4)を作成し、労働局に提出すること。		適・否	
連絡会議	作業の進捗状況等を報告するため、必要に応じ労働局の担当職員との会議を開催すること。また、当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。		適・否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	自動車の維持に係る費用（仕様書別紙5）については、受託者の負担とすること	適・否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適・否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと	適・否	
疑義	本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適・否	

2 自動車性能の適合性

	小型自動車①	小型自動車②	軽自動車
車名			
型式			
燃費値（※）			

※WLTC(郊外モード)による値

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

$$\left(100 + 50 \times \frac{\text{小型自動車①の燃費値} - 23.4}{23.4} \right) \times 1 \text{台} +$$

$$\left(100 + 50 \times \frac{\text{小型自動車②の燃費値} - 23.7}{23.7} \right) \times 1 \text{台} +$$

$$\left(100 + 50 \times \frac{\text{軽自動車の燃費値} - 24.5}{24.5} \right) \times 1 \text{台} = \boxed{}$$

（※1）評価点の計算にあたり、端数が生じる場合は、小数点第3位を四捨五入すること。

（※2）提案車が仕様を満たしていることが確認できるカタログの写し等を添付すること。

入札説明書

熊本労働局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによる。

1 競争に付する事項

- (1) 契約名 令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式
- (2) 契約期間 令和7年2月1日(予定)から令和11年3月31日(小型自動車①)
ただし、小型自動車②及び軽自動車については、令和7年4月1日(予定)から令和11年3月31日
- (3) 仕様等 別添「仕様書」とおり
- (4) 入札方法
本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。
入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。
- (9) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

3 事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

(1) 提出書類

- ア. 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であることが確認できる書類
- イ. 労働保険料の適用事業所においては、直近2保険年度の保険料を納付したことが確認できる書類(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限り。)
(例)領収印のある領収証書の写し、又は、労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書等
- ウ. 厚生年金保険及び健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)の適用事業所においては、直近2年間の保険料を納付したことが確認できる書類

(例)領収印のある領収証書の写し、又は、年金事務所長から証明を受けた社会保険料納入確認(申請)書等

エ. 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書(様式3)、役員等名簿及び照会承諾書(様式4)、自己申告書(様式5)

オ. 環境性能その他の仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等証明書(様式6)

カ. 評価項目の中に、賃上げの実施を表明した企業等を評価する項目があるため、該当する場合は「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(別紙7又は別紙8)を提出すること。「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出し、評価項目に係る加点を受けた場合は、裏面の(留意事項)に基づき、事業年度等(事業年度及び暦年)が終了した後、速やかに「法人事業概況説明書」若しくは「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を下記4(2)ウ担当者に提出すること。

なお、賃上げの表明期間について、事業年度もしくは暦年の選択が可能であるが、経年的に本制度による加点を受けようとする場合、前年度に加点を受けるため表明した期間と当年度に加点を受けるために表明した期間が重複することがないようすること。

4 入札書及び入札金額内訳書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、様式1により令和6年5月30日(木)正午までに申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書及び入札金額内訳書を提出しなければならない。

*理由の如何によらず、事前審査提出書類を提出期限内に届出なかった場合は、入札に参加することはできない。

なお、入札者は、その提出した入札書及び入札金額内訳書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

ア. 事前審査書類の提出期間

令和6年5月30日(木)正午まで(必着)

事前審査提出書類は、スキャナ等で電子データ化したものを、電子調達システムにより送信すること

イ. 入札書及び入札金額内訳書の提出期間

令和6年5月31日(金)9時29分まで

(電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うものとする。)

(2) 紙により入札を行う場合

ア. 事前審査書類の提出期間

令和6年5月30日(木)正午まで(必着)

事前審査提出書類は、提出場所に持参又は郵送すること。電話、FAX 又は電子メールによる提出は認めない。

イ. 入札書及び入札金額内訳書の提出期間 (再度入札書を含む)

令和6年5月31日(金)9時29分まで

ウ. 事前審査書類、入札書及び入札金額内訳書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎 A棟9階

熊本労働局総務部総務課 担当者 会計第一係 岩下 電話 096-211-1701

エ. 入札書及び入札金額内訳書の提出方法

入札書は様式9-1の様式にて作成し、入札金額内訳書は様式10-1又は任意様式、再度入札書は様式9-2、再度入札の入札金額内訳書は様式10-2または任意様式にて作成するものとする。

直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛)及び「令和6~10年度 熊本労働局の業務用自動車貸借業務一式の入札書在中」と朱書きしなければならない。再度入札書及び再度入札の入札金額内訳書については別の封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛)及び「令和6~10年度 熊本労働局の業務用自動車貸借業務一式の再度入札書在中」と朱書きすること。

郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中 令和6~10年

度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4(2)ウ. 宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。郵便による場合も、再度入札書及び再度入札の入札金額内訳書については別の封筒に入れること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人による入札

ア. 代理人が電子入札により入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

イ. 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時までに様式2による代理委任状を提出しなければならない。

ウ. 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア. 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ. 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ. 1人で2通以上の入札をしたもの

エ. 記名を欠く入札

オ. 金額を訂正した入札

カ. その他入札に関する条件に違反した入札

キ. 上記3(1)エ. の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することをした者の入札

(5) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穏の行為をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

5 事前審査提出書類の審査

この入札に参加を希望する者は、開札日までの間において担当職員等から当該資料に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された事前審査提出書類は、熊本労働局において審査し、合格したものに係る入札書のみ落札決定の対象とする。事前審査提出書類の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となったものに係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

6 性能等証明書の審査

提出された性能等証明書は、熊本労働局において審査し、合格したものに係る入札書のみを落札決定の対象とする。

7 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和6年5月31日(金) 9時30分

熊本地方合同庁舎 A 棟9階 熊本労働局

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(紙入札書事前提出のため、紙入札者についても立会不要)

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札は、1回までとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

8 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

9 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

次の各要件を満たす入札書のうち、仕様書別添の「自動車の性能に関する審査要領」に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア. 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予算価格の制限の範囲内であること。

イ. 入札者の提出した性能等証明書が、上記6による審査の結果合格したものであること。

落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより落札者を決定する。

落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。

(3) 契約書の作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、速やかに契約書を取り交わすものとする。

(4) 質疑応答

仕様書について疑義がある場合は、事前審査書類提出期限までに当局総務課会計第二係 前田あて、入札関係書類について疑義がある場合は当局総務課会計第一係 岩下あてに照会すること。

(5) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-014-889(ナビダイヤル)
017-731-3177(IP電話等をご利用の場合)
- ・ ホームページ <http://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記4(2)ウ.の入札書の提出場所に連絡すること。

(6) その他

契約書を除く入札書等の会計書類への押印は、令和3年1月1日以降、不要の扱いとしているが、その記載内容については担当者等から提出されるものも含め、事業者としての決定であること。また、押印が省略された書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

提出書類一覧

1. 入札参加申込書(紙入札業者用)(様式1)
2. 資格審査結果通知書の写し(全省庁統一資格)
3. 委任状(様式2)
4. 誓約書(様式3)
5. 役員等名簿及び照会承諾書(様式4)
6. 自己申告書(様式5)
7. 性能等証明書(様式6)
8. 従業員への賃金引上げ計画の表明書(大企業用)(別紙7)
9. 従業員への賃金引上げ計画の表明書(中小企業等用)(別紙8)
10. 入札書(様式9-1、9-2)
11. 入札金額内訳書(様式10-1、10-2又は任意様式)
12. 労働保険料等納入証明書
13. 社会保険料納入証明書又は領収書の写し(入札書提出期限の直近2年間について滞納の有無が確認できるもの)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札案件名

令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

委任状

今般、都合により を代理人と定め

次の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

入札件名： 令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

⑨ 代理人をもって入札するときは、必ず提出すること。

誓約書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務 仕様書

類型		小型自動車①	小型自動車②
原動機		ハイブリッド車	
駆動方式		FF	FF
台数		1台	1台
総排気量		1000cc～1500cc	
車両重量		1,001kg～1,300kg以内	1,000kg以内
全長		4,700mm以内	
全幅		1,700mm以内	
全高		1,600mm以内	
荷室		ハッチバック	
乗車定員		5名	
トランスミッション		電気式無段変速機（AT限定免許でも運転が可能であること）、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	
使用燃料		無鉛レギュラーガソリン	
車体の色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）に示された燃費基準値を満たすこと。すなわち2030年度燃費基準値70%達成レベル以上であること、かつ、令和2（2020）年度燃費基準値以上であること。	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	
		受託者において納品から3年間に1回は地図データを無償更新すること	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	
フロアマット	前席、後席分		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具		
冬期	スタッドレスタイヤ装着	無	有
安全装備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	

類型		軽自動車
原動機		ハイブリッド車
駆動方式		FF
台数		1台
総排気量		660cc以下
車両重量		1,000kg以内
全長		3,400mm以内
全幅		1,480mm以内
全高		1,600mm～2,000mm以内
荷室		ハッチバック
乗車定員		4名
トランスミッション		電気式無段変速機（AT限定免許でも運転が可能であること）、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)
使用燃料		無鉛レギュラーガソリン
車体の色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）に示された燃費基準値を満たすこと。すなわち2030年度燃費基準値70%達成レベル以上であること、かつ、令和2（2020）年度燃費基準値以上であること。
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	全車に装備
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む
	空調	オート又はマニュアルエアコン
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む 受託者において納品から3年間に1回は地図データを無償更新すること
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具
冬期	スタッドレスタイヤ装着	有
安全装備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

通番	官署名	納車住所	配備車両			年間見込走行 距離（年・km）
			小型自動車①	小型自動車②	軽自動車	
1	熊本労働基準監督署	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	○			6,000km
2	菊池労働基準監督署	菊池市大琳寺236-4		○		6,000km
3	阿蘇公共職業安定所	阿蘇市一の宮町宮地2318-3			○	6,000km
			1	1	1	

令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務 作業計画書及び報告書

※予定はセルを黄色に色づけすること

都度列を追加

通番	労働局	仕様	社名	車名	車両 ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	安全点検日	法定点検日	継続検査	備考
1	熊本労働基準監督署	小型自動車①	〇〇〇	〇〇〇								〇年〇月〇日車両故障対応内容は別紙〇のとおり
2	菊池労働基準監督署	小型自動車②										
3	阿蘇公共職業安定所	軽自動車										

事故対応等を行った場合は備考欄にその旨記載するとともに事故報告書を別紙とすること。

労働局との連絡会議

	開催日	議題	備考
R6			
R7			
R8			
R9			
R10			

○ リース代金に含まれる項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責5万円）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。 ② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。 ③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。 ④ 運転者の年齢制限なし、搭乗者保険はなしとすること。
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	12か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	6か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	必要本数
	点検修理時の代車	2日以上法定整備及び故障整備の際に対応

令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式に係る性能等証明書

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

「令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式」に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

1 仕様書の適合性

小型乗用車①	仕様	適否	備考
年 式	新車	適・否	
原動機	ハイブリッド車	適・否	
駆 動 方 式	F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無	無	適・否	
台 数	1台	適・否	
総 排 気 量	1,000cc～1,500cc	適・否	
車 両 重 量	1,001kg～1,300kg以内	適・否	
全 長	4,700mm以内	適・否	
全 幅	1,700mm以内	適・否	
全 高	1,600mm以内	適・否	
荷 室	ハッチバック	適・否	
乗 車 定 員	5名	適・否	
トランスミッション	電気式無段変速機（AT限定免許でも運転が可能であること）、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	適・否	
使 用 燃 料	無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色	シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適・否	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	適・否
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）に示された燃費基準値を満たすこと。すなわち2030年度燃費基準値70%達成レベル以上であること、かつ、令和2（2020）年度燃費基準値以上であること。	適・否
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む	適・否
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	適・否
		受託者において納品から3年間に1回は地図データを無償更新すること	適・否
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否
キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否	
フロアマット	前席、後席分	適・否	
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否	
安 全 装 備	安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適・否	

小型乗用車②		仕様	適否	備考
年 式		新車	適・否	
原動機		ハイブリッド車	適・否	
駆 動 方 式		F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	適・否	
台 数		1台	適・否	
総 排 気 量		1,000cc~1,500cc	適・否	
車 両 重 量		1,000kg以内	適・否	
全 長		4,700mm以内	適・否	
全 幅		1,700mm以内	適・否	
全 高		1,600mm以内	適・否	
荷 室		ハッチバック	適・否	
乗 車 定 員		5名	適・否	
トランスミッション		電気式無段変速機（AT限定免許でも運転が可能であること）、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	適・否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適・否	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	適・否	
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）に示された燃費基準値を満たすこと。すなわち2030年度燃費基準値70%達成レベル以上であること、かつ、令和2（2020）年度燃費基準値以上であること。	適・否	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否	
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む	適・否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	適・否	
		受託者において納品から3年間に1回は地図データを無償更新すること	適・否	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否	
キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否		
フロアマット	前席、後席分	適・否		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否		
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適・否	

軽自動車		仕様	適否	備考
年 式		新車	適・否	
原動機		ハイブリッド車	適・否	
駆 動 方 式		F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	適・否	
台 数		1台	適・否	
総 排 気 量		660cc以下	適・否	
車 両 重 量		1,000kg以内	適・否	
全 長		3,400mm以内	適・否	
全 幅		1,480mm以内	適・否	
全 高		1,600mm～2,000mm以内	適・否	
荷 室		ハッチバック	適・否	
乗 車 定 員		4名	適・否	
トランスミッション		電気式無段変速機（AT限定免許でも運転が可能であること）、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	適・否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適・否	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	適・否	
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）に示された燃費基準値を満たすこと。すなわち2030年度燃費基準値70%達成レベル以上であること、かつ、令和2（2020）年度燃費基準値以上であること。	適・否	
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否	
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む	適・否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	適・否	
		受託者において納品から3年間に1回は地図データを無償更新すること	適・否	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否	
キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否		
フロアマット	前席、後席分	適・否		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否		
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適・否	

自動車保険		仕様	適否	備考
加入対象台数		3台	適・否	
補償内容	対人賠償保険	(1名につき)無制限(免責なし)	適・否	
	対物賠償保険	(1件につき)無制限(免責5万円)	適・否	
	車両保険(一般型)	リース車両を補償できる額(免責10万円)	適・否	
特約 その他		対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること	適・否	
		運搬・搬送費用(ロードアシストサービス)付きであること	適・否	
		弁護士費用特約(自動車事故限定)付きであること	適・否	
		運転者の年齢制限なし、搭乗者保険はなしとする	適・否	
		無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする	適・否	
		仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である	適・否	
		保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと	適・否	
	加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること	適・否		

業務内容等		仕様	適否	備考
賃貸借期間		賃貸借期間は、令和6年2月1日から令和11年3月31日までの50月とする。ただし、小型自動車②、軽自動車は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの48月とする。	適・否	
納車場所		仕様書別紙2のとおり	適・否	
納車計画		事業所・整備工場等一覧表(仕様書別紙3)を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制(整備工場等)を構築すること。	適・否	
納車の対応		賃貸借契約の開始日から7日以内(2月1日契約の場合は2月7日、4月1日契約の場合は4月7日)に車両登録等の手続を行うとともに、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。契約開始日から7日以内の納車が難しい場合は、納車までの期間、同程度の車両を代車として用意すること。	適・否	
車両の運用等		仕様書6(3)～(8)のとおり運用等を行うこと	適・否	

業務実施体制等		仕様	適否	備考
実施体制		本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。	適・否	
管理体制		本業務の「作業計画書」(仕様書別紙4)を作成し、労働局に提出すること。	適・否	
連絡会議		作業の進捗状況等を報告するため、必要に応じ労働局の担当職員との会議を開催すること。また、当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。	適・否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	自動車の維持に係る費用（仕様書別紙5）については、受託者の負担とすること	適・否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適・否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと	適・否	
疑義	本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適・否	

2 自動車性能の適合性

	小型自動車①	小型自動車②	軽自動車
車名			
型式			
燃費値（※）			

※WLTC(郊外モード)による値

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

$$\left(100 + 50 \times \frac{\text{小型自動車①の燃費値} - 23.4}{23.4} \right) \times 1 \text{台} +$$

$$\left(100 + 50 \times \frac{\text{小型自動車②の燃費値} - 23.7}{23.7} \right) \times 1 \text{台} +$$

$$\left(100 + 50 \times \frac{\text{軽自動車の燃費値} - 24.5}{24.5} \right) \times 1 \text{台} = \boxed{}$$

（※1）評価点の計算にあたり、端数が生じる場合は、小数点第3位を四捨五入すること。

（※2）提案車が仕様を満たしていることが確認できるカタログの写し等を添付すること。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）
（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は
対前年）増加率3%以上とすること
を表明いたします。
（又は 従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）
（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上
とすること
を表明いたします。
（従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

入札書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

入札書【再度入札】

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

入札金額内訳書

様式10-1

入札件名 令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式

入札金額(内訳)

納車場所	令和6年度(2月～3月)					
	月額(税抜)	×	台数	×	月数	合計
	円	×	1 台	×	2 月	円
	円	×	1 台	×	月	円
	円	×	1 台	×	月	円

納車場所	令和7年度					
	月額(税抜)	×	台数	×	月数	合計
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円

納車場所	令和8年度					
	月額(税抜)	×	台数	×	月数	合計
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円

納車場所	令和9年度					
	月額(税抜)	×	台数	×	月数	合計
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円

納車場所	令和10年度					
	月額(税抜)	×	台数	×	月数	合計
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円

納車場所	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	総合計
						円
						円
						円
総合計						円

入札金額内訳書【再度入札】

様式10-2

入札件名 令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式

入札金額(内訳)

納車場所	令和6年度(2月～3月)					
	月額(税抜)	×	台数	×	月数	合計
	円	×	1 台	×	2 月	円
	円	×	1 台	×	月	円
	円	×	1 台	×	月	円

納車場所	令和7年度					
	月額(税抜)	×	台数	×	月数	合計
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円

納車場所	令和8年度					
	月額(税抜)	×	台数	×	月数	合計
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円

納車場所	令和9年度					
	月額(税抜)	×	台数	×	月数	合計
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円

納車場所	令和10年度					
	月額(税抜)	×	台数	×	月数	合計
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円
	円	×	1 台	×	12 月	円

納車場所	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	総合計
						円
						円
						円
総合計						円

契 約 書 (案)

1. 件 名 令和6～10年度 熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和11年3月31日（小型自動車①）
ただし、小型自動車②及び軽自動車については、
令和7年4月1日から令和11年3月31日
4. 契約金額 別表のとおり
5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、令和6～10年度熊本労働局の業務用自動車賃貸借業務一式（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（費用負担）

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（再委託）

第4条 乙は業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書（様式1）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再

委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

- 第5条 乙は、再委託先を変更する場合は、当該再委託先が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書(様式2)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

- 第6条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図(様式3)を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書(様式4)を甲に届け出なければならない。ただし次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

- (1) 業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の所在地の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(遅滞料)

- 第7条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

- 第8条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第9条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第10条 乙は各月末及び業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、業務終了時の検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第11条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第12条 甲は、前条に定める支払い期限内に契約金額の支払いが完了しない場合、期限到来日の翌日から支払を完了した日までの日数に応じ、官署支出官は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、前項に定める期間に算入しない。

2 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにそ

の旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(個人情報保護)

第15条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。

6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

(契約の解除等)

第16条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第17条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義

務を免れるものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第16条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、行政処分を受け、又は送検されたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第20条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約

の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第25条 第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要

な協力を行うものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第27条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(監査)

第28条 甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。

5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第3項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。

6 乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力を行わなければならない。

(事故等発生時の措置)

第29条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
 - (1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合
 - (2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合
- 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
- 4 前3項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。
- 6 乙は、第1項に規定する事故がこの契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。
- 7 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

（契約履行後における乙の義務等）

第30条 第28条及び第29条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

- 2 甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。
- 3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

（紛争等の解決方法）

第31条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和 年 月 日

甲 熊本県熊本市西区春日2-10-1
熊本地方合同庁舎A棟9階
支出負担行為担当官
熊本労働局
総務部長 戸山 順之 印

乙

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者職氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者職氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

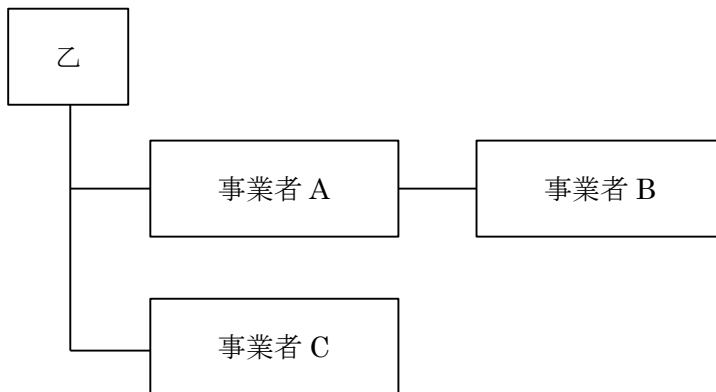
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	熊本市〇〇区…	〇〇円	
B			



様式 4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者職氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 5 条に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

会計・勘定	令和6年度				
	月額 (税込) ×	台数 ×	月数	合計	
A車(〇〇-〇〇)	円 ×	1 台 ×	2 月 =	0 円	
B車(〇〇-〇〇)	円 ×	1 台 ×	月 =	0 円	
C車(〇〇-〇〇)	円 ×	1 台 ×	月 =	0 円	

会計・勘定	令和7年度				
	月額 (税込) ×	台数 ×	月数	合計	
A車(〇〇-〇〇)	- 円 ×	1 台 ×	12 月 =	0 円	
B車(〇〇-〇〇)	- 円 ×	1 台 ×	12 月 =	0 円	
C車(〇〇-〇〇)	- 円 ×	1 台 ×	12 月 =	0 円	

会計・勘定	令和8年度				
	月額 (税込) ×	台数 ×	月数	合計	
A車(〇〇-〇〇)	- 円 ×	1 台 ×	12 月 =	0 円	
B車(〇〇-〇〇)	- 円 ×	1 台 ×	12 月 =	0 円	
C車(〇〇-〇〇)	- 円 ×	1 台 ×	12 月 =	0 円	

会計・勘定	令和9年度				
	月額 (税込) ×	台数 ×	月数	合計	
A車(〇〇-〇〇)	- 円 ×	1 台 ×	12 月 =	0 円	
B車(〇〇-〇〇)	- 円 ×	1 台 ×	12 月 =	0 円	
C車(〇〇-〇〇)	- 円 ×	1 台 ×	12 月 =	0 円	

会計・勘定	令和10年度				
	月額 (税込) ×	台数 ×	月数	合計	
A車(〇〇-〇〇)	- 円 ×	1 台 ×	12 月 =	0 円	
B車(〇〇-〇〇)	- 円 ×	1 台 ×	12 月 =	0 円	
C車(〇〇-〇〇)	- 円 ×	1 台 ×	12 月 =	0 円	

会計・勘定	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	総合計
A車(〇〇-〇〇)	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 =	0 円
B車(〇〇-〇〇)	0 円 +	0 円 +	円 +	0 円 +	0 円 =	0 円
C車(〇〇-〇〇)	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 =	0 円
総合計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円